

問合せ先	中区福祉課高齢介護係 (504-2570)
	東区福祉課高齢介護係 (568-7730)
	南区福祉課高齢介護係 (250-4107)
	西区福祉課高齢介護係 (294-6218)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4941)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0585)
	安芸区福祉課高齢介護係 (821-2808)
	佐伯区福祉課高齢介護係 (943-9729)

後期高齢者医療費の一部負担金の減免

1 支援策の内容

申請を受け付けた日から5か月を経過した月の末日まで、後期高齢者医療費の一部負担金の支払いを減免します。

2 対象者（要件等）

この度の震災により、世帯主が住宅、家財又は生計を維持するための主たる事業所等に50パーセント以上の損害（保険金等により補てんされる金額を除く実質損害額）を受けた被保険者（ただし、世帯主が今回の災害により市町村民税が減免された場合又は申請日時点の世帯主の市町村民税が非課税、若しくは減免されている場合に限る。）

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 災害の事実を証明するもの（り災証明書等）
- ② 損害補てん額のわかるもの（損害保険会社の保険金振込通知書等）
- ③ 世帯員全員の災害時点の負担区分判定の基となる年の所得が確認できる書類
- ④ 市町村民税が課されていない、若しくは市町村民税が減免されている又は要保護者であることがわかる書類
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者番号が分かるもの（マイナポータルの資格情報画面、資格確認書等）

※ 詳しくは区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

4 申請期限

震災が発生した日から起算して1年以内

5 その他

交付された一部負担金減免証明書を医療機関等の窓口で提示すると、一部負担金の支払いが減免されます。

なお、災害時点の負担区分判定の基となる年の世帯の合計所得金額によって、減免割合が異なります。（全額、2分の1、4分の1）